

2020年度・2021年度課外活動補助金申請に係る救済措置について

新型コロナウイルス感染症の影響により課外活動を自粛せざるを得ない状況であることに鑑み、課外活動補助金について、以下の救済措置を設けます。

(1) 2020年2月、3月のイベントを中止したことにより、2019年度の直接経費を予定どおり積み上げられなかったことに伴う救済措置

・3月2日付「2019年度サークル三点書類の扱いについて」および7月3日付「2020年度サークルに関する各種手続き等の対応について」で既にお知らせのとおり、2020年2月、3月のイベントを中止したことにより2020年度コース決定に係る「直接経費」の積み上げに影響が出る場合、「2020年度課外活動補助金申請に係る説明書」を提出してください（提出締切日：2020年8月7日消印有効）。内容を踏まえて、2019年度の課外活動補助金コースを2020年度にもスライド適用します。

※「2020年度課外活動補助金申請に係る説明書」の提出がない場合は、2019年度分として提出された領収書の内、大学が認めた直接経費がコース決定に影響します。2020年2月、3月のイベントを中止したことにより2019年度「直接経費」を予定どおり積み上げられなかったサークルは、「2020年度課外活動補助金申請に係る説明書」を必ず提出するようにしてください。

※「2020年度課外活動補助金申請に係る説明書」は以下URLよりダウンロード可能です（p.6に掲載）。

【URL】http://www.waseda.jp/student/circle/200703_circle.pdf

(2) 2020年度において4月1日から現在に至るまでイベントが開催できていないことに伴う救済措置

①2020年度については特例措置として、4月1日から夏季休業期間（8月2日～9月20日）の通常活動等に係る費用を「通常活動」として申請可能とします（「課外活動補助金申請要項」では課外活動補助金を申請できる直接経費を「サークル設立の趣旨に沿い、イベントとの関連が明確であり、サークルに帰属するもの」としてはいますが、「イベントとの関連」についての条件を緩和します）。これにより、「サークル設立の趣旨に沿い、サークルに帰属するもの」であれば、イベントに紐付かない練習や勉強会、会議等に係る費用についても課外活動補助金を申請することが可能です。なお、今後の社会情勢等により秋学期以降のイベントについても実施が不可となった場合は、通常活動等に係る費用を申請できる期間を9月21日以降に延長する場合があります。

②「2020年度課外活動補助金計画申請書」に「通常活動」と記載のないサークルについても、学生生活課で全サークルに対して一律に「通常活動」をイベント名として登録します。「通常活動」に係

る費用についても、イベント実施報告書を提出することで課外活動補助金申請が可能です。

<イベント実施報告書を作成するにあたっての注意事項>

- 1) 「イベント名」欄には「通常活動」と記入する
- 2) 「事前準備」および「事後処理」欄は記入不要
- 3) 通常活動の内容については「開催日」欄に記入する
- 4) 通常、イベント実施報告書の提出期間は通常事後処理から1か月以内となっていますが、イベント開催が許可される前の通常活動については、12月25日（金）までに提出してください。
- 5) 通常活動分の申請については、1回にまとめて報告しても、複数回に分けて報告しても構いません。複数回に分ける場合は、「イベント名」欄に「通常活動①」「通常活動②」というように番号を付してください。
- 6) イベント実施報告書については、「2020年度公認サークルおよび課外活動補助金コース・予算」の発表後、11月末からの提出を予定しています。それ以前は提出を受け付けられませんので注意してください。

※「イベント実施報告書」の書式は、以下 URL より確認可能です。

【URL】 http://www.waseda.jp/student/gakusei/circle_event_report.pdf

③ サークルが「2020年度課外活動補助金計画申請書」で申請可能なイベントは「秋学期以降」のイベントとします。4月1日～夏季休業期間終了日である9月20日までのイベントを記入していても問題ありませんが、「課外活動補助金対象イベント」としては登録できません（査定時に学生生活課でイベント名を削除します）。ただし、9月20日までのイベントであっても、「複数名の集合を伴わずにオンラインで開催したイベント」については登録可能です。申請したいサークルは、オンライン開催であることが分かるようにイベント名を付けて「2020年度課外活動補助金計画申請書」に記載してください。

④ 2020年度に「通常活動」で認められた費用については、2020年度直接経費の積み上げの対象とします。2020年度直接経費は、2021年度の課外活動補助金コースに影響します。

⑤ 例年、サークルに付与する年間予算額は、サークルから提出された「課外活動補助金計画申請書」に記入されたイベント・各イベントの直接経費予算について大学が査定し、その結果、大学が承認した当該年度の「課外活動補助金対象イベント」について、直接経費予算を全イベント分合計した上で、その半額を補助金交付上限額としています（ただし、「半額」が課外活動補助金コースの金額を上回る場合は、コース金額が上限額となります）。

しかしながら、2020年度秋学期開始前までサークルでイベントに係る直接経費予算が立てられないこと、イベント開催許可後についても見通しが立てづらく直接経費予算を立てにくい状況にあることから、2020年度については「サークルから申請された直接経費予算」は査定せず、2020年度課外活動補助金コースの金額（30万円・15万円・10万円のいずれか）を補助金交付上限額とします。2020年度課外活動補助金コースの希望を出す際、2020年度イベントの直接経費予算金額が小さい場合であっても、申請資格を満たすコース（*）のうち、希望のコースを申請してください。

* 「課外活動補助金申請要項（2020年度）」p.2「課外活動補助金のコース」を参照のこと。

※ 「課外活動補助金申請要項（2020年度）」は、以下 URL より確認可能です。

【URL】 http://www.waseda.jp/student/gakusei/2020_circle_hojokin.pdf

(3) 2020年度にイベントを多数実施できないことで「直接経費」が積み上げられないことにより、2021年度に申請要件を満たせず、「30万円コース」「15万円コース」を獲得できないことに伴う救済措置

①2021年度についても、「2021年度課外活動補助金申請に係る説明書」（書式は2021年3月以降配付予定）を提出してください。内容を踏まえ、2020年度決定コースを2021年度にスライド適用する予定です。

②秋学期以降の状況により、2020年度において順調に直接経費を積み上げることができ、コースのその他の申請資格を満たすことができたサークルについては、金額の高いコースを申請することも可能です（例：2020年度に15万円コースとなったサークルが、2020年度中に直接経費を60万円以上積み上げることができた場合、サークルからの申請の結果、2021年度に30万円コースとなる可能性あり）。

<ご参考>

2020年度課外活動補助金計画申請書の作成時に不明な点が出た場合は、これまで寄せられた代表的な質問に対するQ&Aを確認してください。

<課外活動の段階的再開に伴うQ&A（最新版）>

【URL】 http://www.waseda.jp/student/gakusei/kagai_qa.pdf

以上

(照会先：学生生活課 Mail：kkd@list.waseda.jp)